

岩手県選挙管理委員会告示第32号

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県選挙管理委員会告示第69号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(電磁的記録の開示の実施の方法)		(電磁的記録の開示の実施の方法)	
第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。		第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法	電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>、</u> 行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（以下「合同庁舎等」という。）のうち、 <u>奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く</u> 庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。） <u>又は</u> 行政情報サブセンター <u>地域窓口（合同庁舎等のうち、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。）</u> 内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]
[略]		[略]	

別表第2（第11条関係）

別表第2（第11条関係）

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスク カートリッジ(日本工業規格 X 6223に適合する幅90 ミリメートルのものであ って、1.44メガバイトのも のに限る。)に複製した複 製物	1 枚に つき	<u>50円</u>
	2 光ディスク(日本工業規 格 X 0606および X 6281に 適合する直径120ミリメー トルの光ディスクの再生 装置で再生することが可 能なものであって、 <u>650メ ガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1 枚に つき	<u>150円</u>
	[略]		
	4 録音カセットテープ(日 本工業規格 C 5568に適合 する記録時間120分のも のに限る。)に複製した複製 物	1 巻に つき	<u>130円</u>
	5 ビデオカセットテープ (日本工業規格 C 5581に 適合する記録時間120分 のものに限る。)に複製した 複製物	1 巻に つき	<u>210円</u>
[略]			

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスク カートリッジ(日本工業規格 X 6223に適合する幅90 ミリメートルのものであ って、1.44メガバイトのも のに限る。)に複製した複 製物	1 枚に つき	<u>40円</u>
	2 光ディスク(日本工業規 格 X 0606及び X 6281に 適合する直径120ミリメー トルの光ディスクの再生装 置で再生することが可能 なものであって、 <u>700メ ガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1 枚に つき	<u>80円</u>
	[略]		
	4 録音カセットテープ(日 本工業規格 C 5568に適合 する記録時間120分のも のに限る。)に複製した複製 物	1 巻に つき	<u>120円</u>
	5 ビデオカセットテープ (日本工業規格 C 5581に 適合する記録時間120分 のものに限る。)に複製した 複製物	1 巻に つき	<u>190円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。